

認定審査資料の情報提供を申請される方へ（FAQ）

1 申請について

Q1 審査会の結果が出た資料は、すぐに交付してもらえますか？

A1 交付できません、資料の交付は審査会開催日の翌々営業日以降から可能です。

Q2 「情報提供事前依頼票」をファックスしたいのですが、被保険者番号がわかりません。どうしたらよいでしょうか。

A2 「情報提供事前依頼票」には被保険者番号が必要です。「介護保険被保険者証」「認定等結果通知書」等でご確認ください。なお、被保険者番号は、個人情報であることから、介護保険課ではいかなる場合もお伝えできません。「情報提供申請書」の被保険者番号は空欄でも構いません。

Q3 介護サービス計画の届出書が未提出ですが、情報提供の申請はできますか。

A3 申請できます。電子申請又は事前依頼票のサービス計画の届出状況欄は「提出予定」にしてください。サービス計画届出が提出されていない場合は、資料の受取りができません。資料受取りまでに必ず届出書を提出してください（受取りと同時でも可）。

Q4 郵便の場合でも「情報提供事前依頼票」の同封やファックスが必要でしょうか。

A4 不要です。①情報提供申請書 ②切手を貼った返信用封筒 ③依頼者の顔写真付き公的な身分証明書の写し ④名刺や職員証など事業所に勤務していることがわかる書類 ⑤入所がわかる書類の写し（施設サービス計画の場合）を同封して申請ください。

Q5 資料提供の手数料はかかりますか？

A5 認定審査資料の交付に係る手数料は無料です。ただし、郵送での交付を希望される場合は、返信用封筒や郵送料（切手代）をご負担いただきます。

Q6 返信用封筒の切手代金は110円でよいですか。

A6 情報提供資料1名分であれば、25g以内ですので110円です。なお、一度に多くの人数分の情報提供申請をする場合、定形外郵便になる可能性がありますので、事前に電話でご相談ください。

Q7 資料の提供を受けたことがあるが、もう一度申請できますか。

A7 同じ事業所へ同じ資料の提供はできません。

Q8 情報提供についての「同意書」の様式はどこで手に入りますか。

A8 市のホームページからダウンロードできます。

2 情報提供できないケースについて

Q9 区分変更を申請中の方ですが、交付してもらえますか。

A9 交付できません。区分変更申請の結果が出た日の翌々営業日以降から可能です。

Q10 区分変更申請が却下となった認定資料が欲しいのですが。

A10 却下となった資料の提供はしていません。

なお、認定結果が非該当になった審査資料の提供もできません。

Q11 死亡された方の資料は交付してもらえますか。

A11 交付できません。